

独占禁止法審査手続についての懇談会（第4回）議事概要

- 1 日時 平成26年4月23日（水）13：30～16：45
- 2 場所 中央合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室
- 3 出席者

稲田 朋美 内閣府特命担当大臣

（懇談会委員）

座長	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	舟田 正之	立教大学名誉教授
委員	青柳 馨	日本大学大学院法務研究科教授
	今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
	及川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
	大沢 陽一郎	株式会社読売新聞東京本社論説委員
	川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	河野 康子	全国消費者団体連絡会事務局長
	榊原 美紀	日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員 弁護士
	泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	村上 政博	成蹊大学大学院法務研究科教授
	矢吹 公敏	弁護士

（ヒアリング対象者）

	長澤 哲也	弁護士
	其田 修一	証券取引等監視委員会事務局総務課長
	重藤 哲郎	国税庁課税部課税総括課長
	山元 裕史	法務省刑事局刑事課長
	保坂 和人	法務省刑事局刑事法制管理官室参事官

（その他）

公正取引委員会 松尾経済取引局長、山口審査局企画室長

（事務局）

内閣府 梅溪内閣府審議官、独占禁止法審査手続検討室 井内室長、品川参事官等

4 会議次第

- （1）開会
- （2）長澤哲也弁護士からのヒアリング
- （3）証券取引等監視委員会からのヒアリング
- （4）国税庁からのヒアリング
- （5）法務省からのヒアリング

(6) 質疑応答

(7) 閉会

5 議事概要

(1) 冒頭、稲田内閣府特命担当大臣から挨拶があった。

(2) 長澤哲也弁護士から、公正取引委員会の審査手続に関する意見表明が行われた。概要は次のとおり。

- ・ 外国では、調査を受ける側の防御権が保障されているからこそ、競争当局に対する信頼が確保されており、競争当局と弁護士との間で事件の処理に向けた協働作業が成り立っている。
- ・ 事情聴取過程の適正さが担保されるためには、第三者が事情聴取の過程や供述調書（事件関係人の供述内容を記録した文書）と供述内容の整合性を検証できるよう、弁護士の立会い、録音などの可視化、供述調書の写しの交付が必要である。
- ・ 独占禁止法違反行為を発見・予防するためには、依頼者が弁護士に対し安心して秘密を明かしアドバイスを受けられるよう、弁護士・依頼者間秘匿特権が認められるべきである。

(3) 長澤哲也弁護士から表明された意見について、各委員から出された主な意見・質疑とそれに対するヒアリング対象者の発言の概要は次のとおり。

（事情聴取手続について）

- ・ 事情聴取時に聴取対象者が審査官から不当な取扱いを受けた場合に、事情聴取に応じない旨弁護士から公正取引委員会に申し入れることはないのか。
 - 事情聴取には協力しつつ、適正な手続を求めていくとの対応をしている。実際に公正取引委員会に改善の申入れをしたことはある。
- ・ 事情聴取の事実を記録することが立会いの目的であれば、客観的な第三者が立ち会えばよく、弁護士が立ち会う必要はないのではないのか。
 - 事情聴取が適正に行われているかを客観的にチェックすることは弁護士以外の第三者では難しいため、立ち会うのは弁護士が適任である。
- ・ 従業員の事情聴取に従業員の弁護を行う弁護士ではなく会社の弁護を行う弁護士が立ち会うことが真実発見の阻害要因となることはないか。
 - 弁護士が依頼者である会社の利益を守ることは当然だが、社会的正義を妨げてまで依頼者を弁護することはない。それが会社から独立した弁護士の使命である。
- ・ 海外で当局と弁護士の協働関係があるのは司法取引等があることにより、両者に何らかの共通の目的又は利益があるからではないか。
 - 司法取引は、双方にとって一定のインセンティブにはなっている

かもしれない。ただ、必ずしも真実の解明にはつながらないのではないか。

- ・ 客観的な証拠を積み上げることによりカルテルの合意の有無といった主観的要件を立証できるということであれば、違反行為の立証において供述調書に頼る必要はないということか。
 - 供述調書が全く不要とまでは言わないが、別の人の供述調書などに書かれている内容が同じになってしまっているような現状を変えていく必要がある。

(弁護士・依頼者間秘匿特権について)

- ・ 社内で独占禁止法上の問題の有無について調査した結果をまとめた文書が公正取引委員会に留置されたことはあるか。
 - 実際に留置されたことがある。そのため、社内調査では、口頭で報告を求めて弁護士が記録する形とせざるを得ない。
- ・ 日本において弁護士・依頼者間秘匿特権が認められていないことで、海外との関係で問題となったことはあるか。
 - 外国の弁護士が、日本の弁護士に書類を送付すると公取委に留置され、外国で秘匿特権を放棄したとみなされるのではないかと懸念して、情報を提供しないことがある。

(4) 証券取引等監視委員会から、同委員会が行う取引調査手続について説明があった。概要は次のとおり。

- ・ 調査手続において弁護士の立会いを認めておらず、弁護士・依頼者間秘匿特権についても認めていない。
- ・ 調査手続に関する基本指針をウェブサイトに掲示している。

(5) 国税庁から、同庁が行う税務調査手続について説明があった。概要は次のとおり。

- ・ 税務調査においては、税務を代理する税理士が立ち会うことができる。
- ・ 実地の調査を行う場合には、原則として聴取対象者及びその税理士に対して事前通知を行っている。
- ・ 聴取した事項の記録については、聴取対象者に内容の確認を求め、追加削除等の申立てがあればその内容を反映させているが、写しの交付は行っていない。

(6) 法務省から、法制審議会における議論の状況等について説明があった。概要は次のとおり。

- ・ 現在、運用上行われていない「取調べ時における弁護人の立会い」については、取調べの適正を確保し弁護人による援助を十分なものとするために認めるべきとする意見等と、取調べの機能を大幅に減退させるお

それがあつたため認めるべきでないとの意見等に分かれており、一定の方向性を得るには至らなかつた。

- ・ 現在、運用上行われていない「供述調書の写しの交付」については、論点として取り上げられていない。
- ・ 現在、試行的に実施されている「逮捕・勾留中の被疑者に対する取調べの録音録画」については、原則として取調べの全過程の録音録画を義務付けるとする制度案と、録音録画の範囲を取調官の裁量に委ねるとする制度案を念頭に議論がなされている。

(7) (4) から (6) までの説明について、各委員から出された主な意見・質疑とそれに対するヒアリング対象者の発言の概要は次のとおり。

- ・ 税務調査において、税理士の立会いを認めている理由は何か。
 - 一般的には、申告書を作成する段階から関与している税理士から話を聞くことが効果的である。
- ・ 証券取引等監視委員会が行う取引調査において、物証と調書では、どちらが証拠としてのウェイトが大きいのか。
 - 証券取引においては、取引の痕跡という物証があるため、当事者が否認の供述をしたとしても違反行為があつたと認められる可能性が高く、物証のほうがウェイトが大きい。
- ・ 証券取引等監視委員会が行う取引調査において弁護士立会いを認めた場合に予想される弊害は何か。
 - 取引調査は事実関係の確認を目的としており、当事者から話を聞くことが重要であることから、弁護士がいなければ調査が行えないものではなく、逆に本人の代わりに弁護士が話すということでは、調査を適切に行うことができないおそれがある。
- ・ 法制審議会において、取調べの録音録画が議論の対象になっているのに弁護士の立会いが議論の対象になっていない理由は何か。
 - 弁護人が立ち会う目的として、単に監視するだけであれば録音録画と機能は同じである。しかしながら、弁護人が被疑者に対して助言することを想定するならば、取調べの在り方を根本的に変質させるとの議論があり、弁護士の立会いについては、議論が収束しないため、制度化に向けての検討は行わないこととなつた。

(8) 第5回会合は5月14日(水)に開催する予定。

以上

<文責 内閣府独占禁止法審査手続検討室 速報のため事後修正の可能性あり>